

# 入 札 説 明 書

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う回収金属類の売払い（令和元年度後期分）（単価契約）

P. 1 ~ P. 4	本	文
P. 5 ~ P. 14	入札書等様式及び記載例	
P. 15 ~ P. 18	契 約 書	（ 案 ）

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課

令和元年 9 月 6 日

# 入札説明書

令和元年札幌市告示第4934号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和元年 9月 6日（金）

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課一般廃棄物係（電話011-211-2927、FAX 011-218-5105）

3 入札に付する事項

(1) 売払い案件名及び予定数量

平成30年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う回収金属類 85トン

※ 予定数量は、引渡し期間内の合計数量である。

※ 予定数量は試算に基づくものであり変動しうることから、提示の数量を保証するものでないことに注意すること。

※ 現地説明会は実施しない。

(2) 売払い品の仕様等

仕様書による。

(3) 引渡し期間 令和元年10月1日から令和2年3月31日までとする。

(4) 引渡し場所

札幌市内に所在する受注者の事業所

(5) 入札方法 単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「再生資源」に登録されている者であること。

ただし、事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、その組合員の参加は認めないこととする。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 回収される金属類の取扱いに関し法令上必要な資格を有していること。

(5) 自己の処理、加工及び貯蔵施設を有するか、または、他の処理、加工及び貯蔵施設を有する者に継続的かつ確実に売却できる等受入態勢が確立していること。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であること。

(7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ

(3) 開札の日時及び場所

令和元年9月20日（金）10時00分

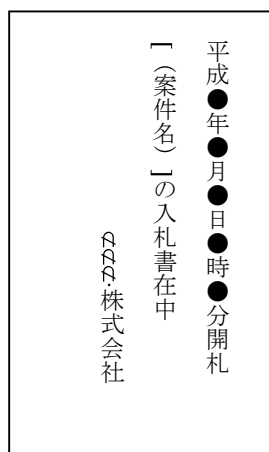
札幌市役所本庁舎12階 環境情報センター

(4) 入札書の提出方法

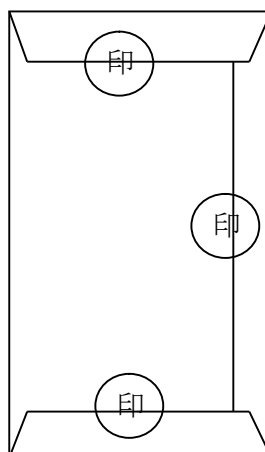
ア 入札書（様式1）は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和元年9月20日10時00分開札〔平成30年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う回収金属類（令和元年度後期分）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

図) 入札書提出時の封筒について

表面



裏面



イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加希望の者は、上記4に定める入札参加条件を満たすことを確認するため、次に掲げる入札参加資格を証する書類に入札参加資格送付書（様式3）を添付し、令和元年9月18日（水）までに持参あるいは送付により提出（送付の場合は必着のこと）しなければならない。

- ① 直前3年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動等計算書、個別注記表）の写し
- ② 金属くず商許可証（写）
- ③ 貯蔵施設を含む事業所の平面図
- ④ 不動産登記簿謄本  
※借地の場合：土地建物使用承諾書（当課書式）又は賃貸借契約書（写）
- ⑤ 再資源化を行う者に引き渡していること及び引渡量が確認できる書類（受入先の納入証明書、受入予定確認書、納入契約書等）
- ⑥ 誓約書（様式4）

入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 売払いを取りやめ、又は売払い内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで委任状（様式2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本売払いに係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（様式2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、その場で再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(10) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面（様式5）による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和元年9月13日（金）12時までの間で提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

ウ 質問に対する回答

令和元年9月17日（火）までに上記2の契約担当課にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するものとは限らない。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約書（案） 別紙3のとおり

(7) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

様式 1 (入札書)

# 入 札 書

入 札 金 額	1 トン当たり 金 円
調 達 件 名	平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う回収金属類の売払い（令和元年度後期分）（単価契約）

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所  
入 札 者 商号又は名称  
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

# 委 任 状

年 月 日

(あて先)  
札幌市長

住 所  
委任者 商号又は名称  
職 ・ 氏 名 印

件名 平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う  
回収金属類の売払い (令和元年度後期分) (単価契約)

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任  
します。

記

受任者 氏 名 印

備考 1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人 (受任者) の印は、入札 (見積) 書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

## 入札参加資格送付書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(申請者)

住 所

企業名

代表者

印

担当者

電話番号

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格を証する書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

調達件名 平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の  
撤去に伴う回収金属類の売払い(令和元年度後期分)  
(単価契約)

提出書類 (該当するものにチェックを記入してください。)

- 直前3年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本変動等計算書、個別注記表)の写し
- 金属くず商許可証(写)
- 貯蔵施設を含む事業所の平面図
- 不動産登記簿謄本
- ※借地の場合:土地建物使用承諾書(当課書式)又は賃貸借契約書(写)
- 再資源化を行う者に引き渡していること及び引渡量が確認できる書類(受入先の納入証明書、受入予定確認書、納入契約書等)
- 誓約書(様式4)



# 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 様  
(市長)

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印



様式 1 (入札書—記載例)

# 入 札 書

希望金額の100/110の数字を記載してください。  
(1トン当たりの金額です。)

入 札 金 額	1 トン当たり  金 円
調 達 件 名	平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う回収金属類の売払い (令和元年度後期分) (単価契約)

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

日付は、入札書を記載した日付で記載願います。  
※開札日ではありませんのでご注意ください。

住 所  
入 札 者 商号又は名称  
職 ・ 氏 名

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。  
  
印

入札代理人 氏 名

入札1回目から代理人が入札を行う場合には、代理人名を記載して捺印してください。

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと (ただし、金額の訂正はできない)。  
2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

<h1>委 任 状</h1>	
<p>委任を受けた日付を記載してください。 ※ 開札日に委任を受けて立会する場合は開札日の日付</p>	
年 月 日	
<p>(あて先) 札幌市長</p>	
住 所 委任者 商号又は名称 職 ・ 氏 名	印
<p>会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。</p>	
件名	平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う 回収金属類の売払い (令和元年度後期分) (単価契約)
<p>私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。</p>	
記	<p>代理人の名前を記載して捺印してください。</p>
受任者 氏 名	印

備考 1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人 (受任者) の印は、入札 (見積) 書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

## 入札参加資格送付書

提出する日付を記載してください。

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(申請者)

住 所

企業名

代表者

印

会社の住所、会社名、代表者名、電話番号、FAX 番号を記載し、代表者印を押印してください。

担当者

電話番号

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格を証する書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

**調達件名** 平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の撤去に伴う回収金属類の売払い(令和元年度後期分)  
(単価契約)

提出書類 (該当するものにチェックを記入してください。)

- 直前3年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本変動等計算書、個別注記表)の写し
- 金属くず商許可証(写)
- 貯蔵施設を含む事業所の平面図
- 不動産登記簿謄本
- ※借地の場合:土地建物使用承諾書(当課書式)又は賃貸借契約書(写)
- 再資源化を行う者に引き渡していること及び引渡量が確認できる書類(受入先の納入証明書、受入予定確認書、納入契約書等)
- 誓約書(様式4)

# 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

提出する日付を記載してください。

年 月 日

都道府県知事 様  
(市長)

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

会社の住所、会社名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。



(案)

## 単 価 契 約 書

物 品 名 平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災家屋等の  
撤去に伴う回収金属類（令和元年度後期分）

上記の物品の売払いについて、札幌市（以下「発注者」という。）を  
売主とし、（以下「受注者」という。）  
を買主として、次のとおり売買契約を締結する。

1 契 約 単 価 金 円

ただし、契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含ま  
ない金額である。

2 物 品 の 内 訳 別添仕様書のとおり

3 契 約 期 間 令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

4 引 取 期 限 令和 2 年 3 月 31 日

5 引 渡 場 所 札幌市内に所在する受注者の事業所

6 契 約 保 証 金 「免除」又は「金 円」

7 そ の 他 の 事 項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の  
うえ、各自 1 通を所持する。

年 月 日

発注者 札幌市  
代表者 市長

受注者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名



## 物品—第 42 号様式 物品売払い単価契約約款

### 札幌市物品売買単価契約約款

#### (総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）の売買契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書の内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

#### (契約保証金)

第 2 条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 25 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額（発注者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た額に、当該金額に消費税及び地方消費税の額として契約を締結した時点において適用される税率を乗じて得た額を加算した金額のことをいう。以下同じ。）の 100 分の 10 以上としなければならない。

#### (権利義務の譲渡等)

第 3 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (引取期限)

第 4 条 受注者は、発注者から物品の引取依頼の通知があったときは、遅滞なく発注者が指定した場所で引渡しを受けるものとする。

#### (数量の確定)

第 5 条 物品の引渡しの際に、発注者が指定した計量所（道が認可のもの）において双方立会いのうえ計量し、同所が計量した数量をもって確定数量とする。

#### (売買代金)

第 6 条 売買代金は、契約単価に前条の確定数量を乗じて得た額に第 4 条の物品の引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める率を乗じて得た額を加算した金額とする。

2 受注者は、前項の売買代金を発注者の指定する方法及び期限内に支払わなければならない。

3 受注者の責めに帰する理由により前項の支払いが遅れたときは、その未納分について期限満了の翌日から起算して支払済みの日までの日数について、札幌市債権管理条例（平成 24 年条例第 3 号）第 8 条の規定に基づき計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

#### (物品の引取遅延の承認)

第 7 条 受注者は、物品の引取りについて、天災等受注者の責めに帰することができない事由により引取遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を発注者に届け出て遅延の承認を求めなければならない。

#### (危険負担)

第 8 条 第 4 条の引渡しの前（第 7 条の規定に基づき遅延の承認を受けた場合は、当該承認後の日における引渡しの前。）に生じた物品の亡失、き損等は、すべて発注者の負担とする。

#### (瑕疵の損害賠償責任)

第 9 条 物品の引渡し後に発見された瑕疵については、発注者は、損害賠償責任を負わないものとする。

#### (談合行為に対する措置)

第 10 条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を発注者に支払わなければならない。契約期間が満了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の

## 物品—第 42 号様式 物品売払い単価契約約款

規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前 2 号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前 2 項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(事情変更)

第 11 条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。

(契約の解除等)

第 12 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

(3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第 12 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において、第 2 条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。

(契約保証金の返還等)

第 13 条 発注者は、契約期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

## 物品－第 42 号様式 物品売払い単価契約約款

(裁判管轄)

第14条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第15条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。